

特10  
587

廓の嵐

202608-000-8

特10-587

廓の嵐

万峯 浪士/著

M27

EDE-0166



特10

587

廊乃嵐



圖

厭の嵐序

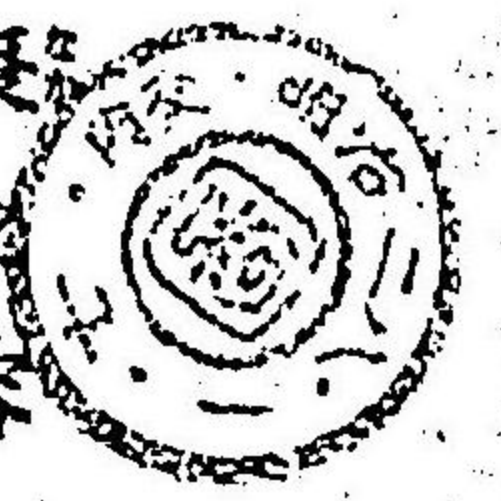
公娼と密姪婦と我その弊害汚俗、何れか是非を知ら  
ざ、然れども國と志て姪を鬻ぐの賤業を公許せば、  
體面上、比隣と對ちて攻とある無んはあらざ、是一  
世人は彼等と視て下層の賤業と爲す、而して枝婦嘗  
て之を甘んぶ内心得々たるもの亦た尠めらば、既よ  
みづから婦徳を傷ふ所以のもの乃大なる、是二紅粉翠黛  
以て容姿を衒ひ姪侈と導き、阿曲騙詐至らざる所な  
く、益々良民を盡殺して國風を壞亂せ志望する者それ  
之より酷しきはなし、是三公娼の害、斯のごやを敷、

密姪婦の弊、之を舉指せん、又も鮮志とせ、而れ  
 ども此は法律を以て制止するを得べく、校は法律  
 以て峻然悖徳汚俗の源を認識したるものならん、  
 未廢娼の論屢々起りて數々止む、是を乃校業を  
 て根幹を文除せざるもの、遂に効果を得ん、慨  
 ざるなり、頃日曉雲子本書の草稿以示、予閱覽  
 其の結構を賛し、管城採て忍馬卷首に塗す、

甲午仲初冬 浪遊羈寓 草野山人 誌

廊の嵐

露生元来の癖しがき  
 ざるものは盗賊と吐虚者遊廓の三ツなりこの  
 三ツのものえ三大禁物なり夫れ世に盗賊はる  
 や國之を罰はるの法律あり吐虚者は人に禮  
 儀を欠き信義を破る盗人下地の舌長者と朝ら  
 れ終ふえ社交に齒ひされざる道義自然乃制裁  
 ありかの遊廓の如きに至るは是れを損斥はる  
 知らば中世以て還惡汚場と呼び是れを損斥はる  
 も未だ世に嚴しき制裁あるを聞かば動をすれ  
 は遊廓乃渡世は地方税以て支出はる營業者なれ





藝妓獨り身受け

六  
老翁老婆の得顔をみるべ老如何よ世の人此の  
書を一讀してはさし法とり方法以實施せばや  
かて花咲く醉の空を秋の野末の業と化老虫の  
鳴く音よ遊廓の怨靈あらうらめしやと一同よ  
ハット取著くは必定その時著者を擧鼻禪以し  
めて罪業消滅を唱へられよかし

師走乃冬籠と破窓暗き處よ於て

露生とるす

廓の嵐

緒言

七  
夫れ百種に分業は、人類の大綱にして、國家の致富も、  
之れに職由するや、敢て説諭を俟たざるなり、而して、  
無形の觀念を、發養せしめんとするには、教育の方、以  
て人倫の大義を教示せり、學ばざれば禽獸に等しと、現  
に知る、娼妓、樓主の如きを、咄……汚穢物、何を以て  
之を、退治せん……  
抑も、娼妓を公認する止むを得ざる理由なりと爲すは、  
黷毒の蔓延を防ぎ、公然の風俗を壞るものを制するの主  
義に出で、地方廳に一任して、取締の規則を制定せ、一  
般の營業を區別し、又た、公認する場合の如きに至つて  
も、貧窮にして他に生業の途なく、一身一家の糊口に切  
迫し、或は、父母の生活を補育せん爲め、活路の方便無

きとの、證明なくば許されず、故に、我政府は明治五年十月二日の布告第二百九十五號を以て、人身賣買の禁令を發し、全八年八月十四日の布告第二百二十八號では、人身賣買の禁令を布かれ、且つ人身は、債務の擔保品とならざるを示せり、却て彼れ、娼妓盟をして、速に、一般の生業に復せしめんと、獎勵するの精神は、何人にも識別するを得ん

去れば、地方廳が規則を制定するや、何れも、左の綱要は、欠くる處なし、

一 席貸茶屋（地方に依り貸座敷と云ふに同じ）主にして、娼妓を虐待し、又は、生業に復せんとするを、妨害すべき、待遇を爲すの禁、二 娼妓をして終身を期し、金員を前借せしめ、其實人身賣買同様の所業を爲すの禁、三 娼

妓にして、正當の事由なく、樓外に宿泊し、一般の風儀を破るもの、又娼妓の免許地、區域外に出づるに、非常なる華麗艶美の、服裝を爲すの禁、四 店先きに佇立し、通行人へ、強て遊興を勧め、又は樓主に於て、金錢不拂の爲め、人身を拘束するの所業を爲すの禁、等の制定は、殆んど國內一定の如く、若しや違背せば、刑法に依り、違警罪の處分もあり、或は、營業の停止とか、禁止とかの嚴罰を蒙る事とは成り居れり、去れど、斯の營業は廢ゆぬ……強慾……不義……不徳……言ふ處なし、

余は、理論上と實際の見聞より、撲滅の策を思ひ起し、彼れ樓主、娼妓、其ものに就て言はゞ、徳義、節操を無視し、外に對しては、惡漢、無賴の、種子を繁殖せしめ、或は、堅忍、不拔の志氣を擡き、一身を誤らしめ、一家



を倒し、ばしては、一國の安寧や、秩序造も破碎し去らんぞす、之れ廢娼論者の、喧々轟々たりし起因なり、人倫、教育、如何に真如の光輝を放つと雖ども、慾雲之れを遮り、若として顧みる處なし、終に、政柄を依頼せしも、又た効を奏せず、今や中廢の悲境に陥れり……然れども、國內有識の地方は、斷然公娼廢止の實を示せり……

余は、根を斷たば、枝葉自から枯死するの俚諺を假り、權主、乃ち營業者を壓倒する策を講明す、土地なくば種子も生ぜず、權主なくば娼妓もあらじ、繁殖すべき根底たる土地を埋没せば、自然生業に移るは、動物の天性なればなり、娼妓たりと深く鑑みずんばならぬ、例して之れを云はん、僥業中或る客が、負債を償ふて業を廢め、

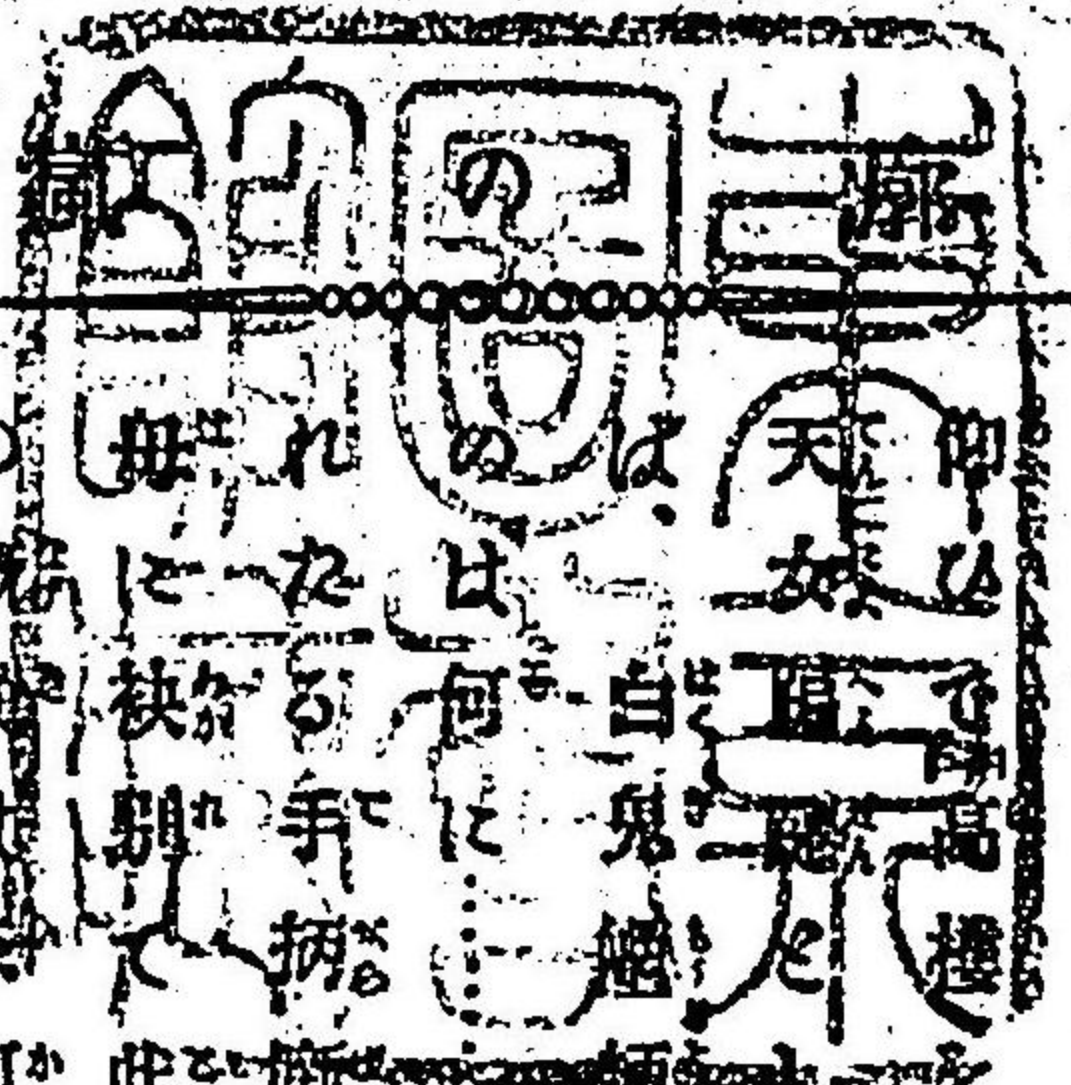
妻、妾となる僥幸を受け、英敏達智、能く世才に長ずると雖ども、人は評して何と謂はん……勸めあがりにしては感心なりと、常人より劣る數等……これぞ、破徳不義の報ひなり……

嗟、世の中の婦女子よ、賤業なる殆んど獸類の如し、將來に有ては、國家有要の子弟教育者なる、大責任あるを忘る、勿れ、他日、娼妓自滅の策を講説して、人世の塵芥を掃はんとす

著者誌す

附言余は當初に於て、愛知縣下の席貸取締規則を根據とし、説明せしも、七月十三日縣令四十八號を以て改正せられし爲め、多少舊規定に依るの憾なき能はざるも、國內一定の方針を知るに便宜の爲め

持10  
587



# 廓の嵐

(藝娼妓獨身受け)

萬峯浪

## ◎ 第一節

仰ひて高樓を望めば絃歌鼓吹の音、四方に湧出るが如く、  
 天女も舞踏に似たり、俯して内幕を窺へ  
 ば、白鬼煙集り亂れ、笑もあれば悲むもあり、笑ふも  
 のは、何れも、昨宵の涙客を心の儘に玩弄し思ひの壺に陥  
 れたる手柄、此の高嗤ひ、悲むものは何に……故郷遠き父  
 母に、袂別て此に憂き賤業、吾身の薄命はさて置つ、雙親  
 の慨嘆は奈何ならん、刺へ樓主の今朝の慮遇を怒りて胸  
 は痛ひなり……嗚呼外観の莊嚴なると容色の艶麗なるは、  
 塵世の外、天國かと疑はしむ……堅城を破壊せし健兒、  
 三軍を叱咤せん猛將も一度この遊廓に到りなば、忠勇義

# け受身り獨妓娼藝

二十

其儘に爲し、新規定の要領は摘んで末尾に纏まら  
れば、観客其意して閲讀を給へ

塵も妖霧に遮られ、孝順貞操も魔雲に掩われなん……  
 世も離れし別魔界……浮世からなる地獄界……  
 一夜流れの仇夢も別れば惜しき明の鐘ど、是ど人の本能  
 たる、智識を射殺す毒矢にして、百年の榮華を損ふ逆路  
 なり、散る花は枝に復らす、往く水は源に來らす、頭髪  
 に霜を戴き、額に皺波の寄るとき、始めて覺る俄かの後  
 悔……去れば、少壯ときこそ一生涯の春なるを知らず、春  
 夏に種を下して、秋冬に収穫る苗の枯死もせば、いつ雨  
 葉の發生もするとやある、  
 人は言ふ「手にとるなやはり野に置け遺華草」と、かほせ  
 まで人に賤められし娼妓とて、全じく四千萬の同胞ぞか  
 し、況して苦を救ひ悪を懲すは、人倫たるの道なるを、  
 何者の無情漢が、會に結廬とのみ打眺め、空しく此世に

◎第二節

塵死して、果實を結ぶ認めなき遺華草には比べしを……  
 人として己れあるを知らずは父母を思へ、父母あるを思は  
 ば子のため孫のため、斯る有用の女子をして、永く苦海  
 に沈ませ置き、諸多の壯弟を迷せて、不義不徳の罪を造  
 らせんより、内職自活の法を設て、はやく魔界を打破り、  
 悲む娼妓を救ひ出さん、之を皇國のためならん、これぞ  
 吾等の責任なり……  
 ◎第二節  
 茲に無明樓と呼て遊廓中に名を知られ、多くの藝妓を  
 抱へかく樓主の身にしありながら、藝妓に對する待遇  
 の強惡非道を怖ろし、營業上には飽までも扱目なき發  
 才猶智……嵐には跡さへ止めずして散りゆく花、雲に掩  
 わるれば光明も失ふ空の月、抽き心もて賤しき葉を舞な

める、悪事は扶けぬ天の道、實にや積善の家には餘慶あり、積悪の家には餘殃來ると、いつかは廻る積善の、因果應報のあたり、襲ひ來れる今際にも、懲のためには、眼さへ眩みて氣をも附きなり、二階の部屋に片隅に、集りつとよ藝妓、最前より耳語馬音は、これぞ樓主の非道を悲みて協議のそが中、一人の長妓は唇を動して……  
 初音さん……頃日の連雨で遊郎もどんとなし……昔しは、  
 閑夜のときは、茶を挽て、稼を補ふたと云ふことかあり、それから今でも、閑夜をお茶挽と云ふそふですが、  
 これも真面目な娼賣だと思ひ、彼れ此れと案じだすと、  
 種々既往や、將來が胸裏に防がり、心細くなりませす、  
 其内でも、親兄弟の事が氣掛でなりません、殆ど敵へ  
 ると、今年で三年前ですが、わたしが十五のとき、養

女に貰われてきて、初めは都合もよく、家内も穏やか  
 でした、段々内輪か不如意となり、其内に病人がで  
 き、すると、波風が私しの身の上に吹き寄せ、終に斯  
 様な勤めをする様になり、それも、家の爲めと思へば  
 仕方がありませんが、他の樓主は抱子を實子の様に可  
 愛がつてくれ、食物なども氣を付け、情をかけるから、  
 義理も考へねばならず、此の樓主は自己の、慾ばかり  
 つのり、買物も家で買て呉れる處は信切のよふだが、  
 これも幾分の手數を取り、それも金高のものなら格別  
 だが、紙や手拭までも刻る様では、逆も借金のおけよ  
 ふはづもなし、貴妓は何と思慮れますか、斯様な樓に、  
 辛抱すると思へば、世の中で何様なことでもできます、  
 その儘に一生涯に、二度と連れぬ、月日を消過と思へ

ば、悲愁ことで迎も好き、分別もつきませんが……  
 打ち萎れたる女郎花、虫さへも哀れを添へて鳴くならん、  
 慰めかぬて、初音と云ふ妓友も……  
 初音……あれ姐さんッ！ 氣を落すものではありません……  
 また春と云ふ季もありません……花も咲き、冬籠りの黄  
 鳥も、梅の薫りに誘われて唄ひ、餌にも彷彿ひし雲雀  
 も、苦みを忘れて遙かの空に舞ひ、お互も、今こそは  
 籠の鳥なれど、何時か、忘れる程の喜びもありましよ  
 う、此廊で便りと頼むは、夜毎に異なる遊蕩兒ですが、  
 彼の人は、世の中でも、信義や、孝道も思はぬ、痴情  
 の奴隷ですから、眞實を打明しても致方がありません、  
 愛胸を慰解するには、新聞とか、虚りなき書籍とかを、  
 便りとすれば間違もありませぬ、経藻に、遊郎の假眞

實を顧むと、後々の嗤笑となり、精神までが腐敗しか  
 ど、後では、自分で自分を、愛想づかしをする程にな  
 ります、なんでも斯様ときは、過ぎし苦勞を思ひ、將  
 來は如何にせんとの分別と覺悟を定め、切迫る方器を  
 するのが肝腎です……昔より、女は三界に家なしとか  
 聞きました、が、便りとし撰むのは、夫ばかりです、夫  
 があれば此様な不徳な娼賣は、政府でも許しませぬ、  
 また爲すともすみませぬ、阿古屋と云ふ、演劇をする傾  
 城は、景清と云ふ武士に貞操をたて、夜毎に枕は變れ  
 ども、異らぬ意を寫し出し、情は賣れど心まで、賣め  
 苦海のこの勤めとか、いつたそふですが、精神の基礎  
 は確然なければなりません、妾も儀式の婚禮はしませ  
 ぬが、心に、夫婦と許した夫があり、それも種々な事

藝妓獨り身受け

情があつて、貞操を破り、不徳と罵められる娼賣にまで落ちるも、將來を頼むと云ふ誓と、互の立身と云ふ機を樂み、殆ど、常盤御前が、清盛の戀幕に従ひ、瀧家を樹てたと云ふ事もあり、これも後に子供と云ふ、目的があれはこそ従ひしもので、妾も事こそは異れども、此の耻辱を昔し語りとして、睦み合ふ樂もあることです、去れを今頃は何國に何をしてかど、追思ひ出せば、浮世の頼みなさを歎くより致方ありません

愛ひを共に啼く千鳥、浮む瀬に彷徨て、可惜月日を過しぬ、闇夜に雁の音を慕ひ、妻呼ぶ鹿を恨み、悲く暮す鶯も更けて、鐘さへも身に、染み渡る真夜中とはなれり  
 中居 初音さん、お客です……

廓の嵐

初音 誰人です、と初會ですか……  
 中居 お名指ですから、ご知己でしよう、オカ私しは初めての方です……

若しや、待詫びし其人か、さなくとも、好き音信の便りもあるなるならんど、化粧も心ならず、今までの憂や、悲みも消へ失せ、幾分か元氣も復りぬ、去れど、逢ふまでの物思に、胸の動氣は止ませ、幽かの喜びも顔に出て笑となる……

中居 初音さんこのお座敷です……  
 此障子一重こそ、歡苦の柵なり、待人は誰ぞ……  
 聴て座に登りたるは、婉始にして二八の春、顔は芙蓉の雪を欺むき、眉は揚柳に似て涼し、媚を呈する慧眼に、窓の涙を浮べ、縦容として開く口より、浪やかなる禮儀

を吐き出した

初音……過つ日に袂別申せしより、風だにも音信なく、お摩に永日を送り、短かき夜半の暇にも、御運愈増し、御健康なお顔を見られるよふと、祈りし神佛も感應ましませしか、思ひがけなくも今宵の嬉しさ、御物語りは緩々ど、まづ第一に御身の上、變り果たる此のお姿、變らぬ妾の真情を知ろしめし、れ身の上の略ましと告げ賜わらば、侍つ甲斐ありし幸ひなり……

◎ 第三節

萎枯し聲の中にも、夫を慕ふ真情の、愛戀感情自から、溢れて胸も閉るなり、せさくる涙おさへかね、隣房座敷の朋妓や、仲居の前を揮かりて、思はずうち伏す杉本の膝の上にて歎歎……游泥に身をば染けん心まで染ぬ探の

蓮花……斯くは心に暫時黙然たりし杉本も、願ます言願おもひろに

杉本……日頃から、お前が眞實の衷情と、萬事に伶俐きは、口にこそ言はねど、心には忘れはせぬ……過に日に、其身を犠牲にして、賤業を厭はず此の苦海に身を沈め……我が成業の資金にせよと、頼る邊なきみを捨ててもせず、遠き榮譽を將來に、諭した聲は心に染み……また耳朶を離れはせじ、……日夜の苦心も仇となり、お前の節義に報ひもせず、空しく過て又ここに、逢ふ婿さまも涙のたね、無や本意なく思ふべし、されど、男兒と生れし甲斐もなく、未だ爲す事のあらざるは、澆季の代の有様にして、積る月日も今日と過ぎ、左れどこの間に片時も、苦節の心意は忘れはせじ、耐へて與

れ、行末まで、因果は前世の定めなり、我運盛の拙なきも、機に遇されば詮方なし、人たるもの、一生には、眞の成業は晩成なり、今ぞ艱苦の枝葉にて、世に出るまでの行路なり、歎くは、過ちの梯子なるぞ……往時尼子の十傑と、末に譽れを獲したる、彼の山中鹿之助は「愛さことのなほ此上にあれよかし世にあらうちの心ためしに」とこそは咏せられぬ、彼れど此れを比較れば、敵へるは世の苦でもなし、爾忍と云ふが肝腎にて、行く先き遙かの歲月もあり、一到の精神は、天地もよく知れり、心ろだに、疾しきことなくば、神佛も之れを助けざらん、今日しも訪尋しは、別の事でもなく、山村と云ふ親友にて、苦樂を共に正道を踏み行くもので、志は義侠に富み、主義さへ自由に探て、千

差萬別の辛酸に擣まき、近頃名聲も博したるものと、折節は貴妓の節義を説り、丘に不幸を數へ、薄命をも歎きたる間柄なりしに、頃者來訪て、道理を楯に勸むるよふ、世の中で、道義と云ふは人たるもの、守る道で、破ることの出来ぬ筈なるに、遵守らぬものは、惡むべきはあらじ、盗人を捕ふるも、罪人より想へば、無情の者と謗もせん、善人より見るときは、斯の強惡を除てこそ、安堵の思も生ぜべし、善と、惡との二道は、同じく人のなか中に、爲すどころに従ふて別ぢあり……茲に人類の、經倫とも云ふべき、大綱を紊し、此の廓に軒を連ねて、幾多の良人を害し、不義無道を營業とし……時には罪人をつくり、或は無頼の徒を養ひ、己れの豪華より、外には世間あるを知らず、人道



の成さ、る事をなし、耻ぢざるものは席貸茶屋、之れ  
 ぞ山村が説き始めなり、……  
 このとき、吾れも一片正義の心を起し、彼れを助け  
 て邪を搦く、方策を爲すこそ……人たる者の本分かど、  
 それを貴妓と談合し、内外心を一にして、暴戻不法  
 の、妖魔をば討滅し、幾多の人の怨恨をも慰さめん、  
 一世に、苦樂と云ふは定まらず、猪棲む野にも獵夫あ  
 り、鯨棲む磯にも、漁夫のある如く、日輪は、此廊ば  
 かりを照しはせじ、天は正道のものに、幸福を恵むと  
 かや、眞實の心を一にして、末の榮へを樂まん……  
 目に觸る、の銀燭、耳に響くのは、精神を蕩殺さん  
 とするも、有識者の熱心には、反て憤怒の機具となり、  
 二人が部屋の懐然は、餘處に知る人なかるらん、……初音

の憂も、今は解き得て春の氷の如し……  
 初音……争でか、仰せに背きませう……人倫五常の道は  
 づれ、生ながら墮獄の責苦、譬へも世の中にはありま  
 せん、此の賤業に代ることなら、何なりと仕事は撰ま  
 せん、憂きや、辛ひのは、浮世の常態です、是れに善  
 ければ、彼れに幸く、十善功徳の行ひでも、機に投ね  
 ば勝られます、況して、凡人の中でも、智慧の足らぬ  
 婦人ですもの……されど平常仰せの通り、倒れて後ら  
 止めると云ふ決心で、かならず仕送げる積りです……  
 ◎第四節  
 思ひを込めし即坐の決答、之れぞ婦人の輕舉なる特性な  
 り、……差す簾の数も積み、心爽か口軽く、杉本は得意の  
 顔して、説き初めたる事柄は奈何ならん

左様……此の藝妓の營業は、身を賣と云ふて年期を定め、左様して金を借り、年期の間は、譬へ借金を返還して、樓主が承知せぬ時は、廢めることができぬ……終には飽くことないのは、人のつねだが、並みはづれた強慾の營業だから、容易に承引く筈もなく終には、一生涯を藝妓で暮すか、或は廢物となつてから、世の中に投げ出す様な、無慈悲なことをなし、出たところで世渡りの途は知れず、糊賣老婆とか、枝豆賣で終つて仕舞ひ、また若妓ときでも、樓主の氣に違ぬと、體は買つた物だと言つて、縛つたり、打擲たり、水を掛けた様な種々殘酷めに遇せ、先頃名高か、つた、相場の殿ある……女子の此の世に在る功能は、唯男子の翫弄で

はない、我が日本の藝妓は、殆んど物品同様に、身までも、或る目的に販賣するは、草味時代の舊慣で、今尚改めぬは残念だが、一國の平和は、一家より始まり、一家の平和は、男女の和合に基くと云ふより、明治五年の十月二日太政官第二百九十四號の御布告で、「藝妓、藝妓年季奉公等ノ者解放セシム」と、觸出になり、すると、永年苦んで居た勤人は、大喜悅で飛出し、夫から後は、政府でも、斯様な營業は廢めさせたい、何様したら廢める様に成るだろうと、種々工風せられ、再度めには、満十五歳より三拾歳までのもので、無據ものでなくば許さぬと、觸出しになり、多くの金を出して、抱へた藝妓が飛出すことになり、樓主は、其のときも青息を吹き、それから、段々規則も八釜敷なり、

娼妓の方には、政府の保護が厚くなつた、其譯は、犬  
 猫の様な營業でも、致ねば生計の出来ぬと云ふ事情を  
 懸んで、規則の基因とせられた、其證據を摘んで擧げ  
 れば、或る縣下の席貸取締規則（他縣下は貸座敷と云  
 ふに全し）を視るに、席貸取締規則の第十九條に「娼  
 妓廢業移轉セントストキハ當然ノ理由ナクテ故障  
 スベカラス」とあり、此事柄を、樓主より云ふときは  
 は、娼妓には金の貸しがある、これを返さぬうちは、  
 廢めては困ると云ふ、情實の外には、正當に差拒むと  
 云ふ道はない、其時には、この營業では返還されぬか  
 ら、正業に復して、何月何日迄には、斯様な方法を以  
 て、返還すると云へば、其れではならぬと、拒む理由  
 にはいかなし、又第二十條には「娼妓規則ニ背キ及契

約に違つ者ハ所轄警察署ニ申出其指揮ヲ受クベシ爰リ  
 ニ届出ヘシ」とあり、此の譯は娼妓を營業として、借  
 りた金を返還すと、契約して置きながら、我儘勝手に、  
 勤めぬとか、何と云ふか、或は借金も濟さずに、逃  
 亡出したるときは、警察署に、其事を訴へ出よ、抱へ  
 た子ぶと謂て、勝手に壓制してはならぬと、云ふ譯け  
 で、夫れを、樓主が違背ぬときは、今度ば樓主が責罰  
 られる、逃亡出した娼妓でも、正當な理屈があれば處  
 分はされぬ、この正當の理屈とは、假令て謂へば、線  
 香代（花代、或は玉代とも云ふ）を、樓主が誤魔化し  
 たとか、買物を偽價とか、無理だと思ふ時か、無法な  
 折檻をしたときは、娼妓の方より、警察署に訴へ出れ

ば、娼妓を廢めることも出来、又逃げたとして處罰せぬ、  
 せぬ、反つて樓主は、營業停止とか、禁止とかの、嚴命  
 責罰方を受けねばならぬ、樓主に落度がなく、娼妓  
 の方より自分勝手に、逃亡出したときは、違警罪と云  
 ふ罪があつて、拘留になるか、罰金を納めねばならぬ、  
 其後では、廢める事も出来る、それも外に、營業を考  
 へ出し、借金を濟ませる道を立てねばならぬ、その事  
 は、此様な娼賣は忌やになつたから、氷仕奉公でもし  
 て、月々に返へすと言ひ張れば、それでもよろしい、  
 人間は大事だ、權利は重んぜなくては成らぬと云ふ、  
 政府の思召であるから、其れを知らねばならぬ、それ  
 から、娼妓心得の第一條に「席貸茶屋及娼妓ノ取締ハ  
 該規則ニ從ヒ人身賣買ノ弊ナカラシムルハ勿論風俗ノ

額敗ヲ矯正シ梅毒ノ蔓延ヲ防遏シ速ニ正業ニ歸セシム  
 ルヲ目的トスベシ」とあり、則ち人身賣買とは是迄の  
 様に、年季を定めて、金の貸借を爲てはならぬ、金を  
 返還す道の有ときは、娼妓をさせてはならぬ、之れ予  
 正業に歸せる事を目的と、致さねばならぬと云ふ事だ、  
 これが規則の基礎であるから、見込が付てからは、借  
 金が有ろうが、樓主が何と言ふが、廢めて正業に復へ  
 るには差支はない、而してまた同第十二條には「娼妓  
 逃亡シタルトキハ其席貸茶屋ニ搜索方ヲ命シ置キ復歸  
 ノ日ヲ待テ處分スベシ」とあり、假令へ借金を返済す  
 に、自分の氣隨に逃亡出しても、警察署では搜索ては  
 やらぬ、抱へた茶屋で尋ね出し、復歸した時に申し出よ、  
 そのときに處分して遣ると云ふ思召だ、是れが、外の

之とやら、警理の警察では、縦令何國に隠れても捜し  
 出し、引捕へて處分があるが、素と娼妓が逃げ出す位  
 だから、正業に復るとか、樓主が無慈悲で勤めが怠や  
 になつたとかより、逃亡出すのが人情だから、警察で  
 も、費用を消失して、捕へて見ても仕方がない、之れが  
 元來貸借の外より、他に譯けがないからだ、斯様な事  
 に迄警察で關涉せられると、終には、借金の督促にま  
 で關係せねばならぬ、警察は、斯様な賤い營業には、  
 深い保護は與へぬ、寧ろ抱へられた、可憐な娼妓の方  
 に保護し呉れる、其証據には、此の營業の規則を視れ  
 ば判然る、其故に、今の席貸などは、この大切の規則  
 を、娼妓には見せぬ様にしてある、又た、聞き知ると、  
 樓主が不利益だから、咄しても聞しはせぬ、だから娼

妓も、客人も、第一に、此の營業の規則を視て、其土  
 譯けを知るが肝腎なり、能く言ふ事だが、娼妓が逃亡  
 すると、巡查を頼んで、拘引をして貰ふとか、それはあ  
 ること、するも、逃げた娼妓を隠匿と、家宅搜索をし  
 て貰ふとか、これは恐嚇言葉で、警察は、此様な余け  
 いな心配はせぬ、抱主で捜して連れて来いと云ふ規則  
 を見ても判かる、そして、違警罪では、家宅搜索をす  
 る事は出来ぬ、法律で許さぬ事を、警察で爲る氣遣は  
 ない、況して、隠蔽たどて、其人が罪を蒙ることばな  
 い、それから、取締事務條項の第三項に「席貸茶屋并  
 ニ娼妓營業上ニ係ル願届ハ審査ノ上連署スヘシ但意見  
 アルモノハ副申スヘシ」とありて、何でも、自分の權  
 利を侵害される時には、我慢して、泣き寝入りするに

は及ばぬ、何でも巳の利益になることなら、鑑察なり、裁判所へなり、訴へ出るがよし、もし取締の連署が要と言へば、連署を貰ひに、取締事務所に申出よ、出来ぬといへば、其意見を副て貰ふべし、意見に依ては賄論も出来る、決して、掘りのつぶしに爲る事は出来ぬ、若しも、取締や、樓主が愚圖々々言へば、該事情を、其筋へ娼妓より訴へ出れば、勝訴事は疑ひない、牛や、馬の様に、食つて働くばかりが能ではない、人は、人たるの權利を持つてこそ、萬物の長と、意張る事が出来る、犬猫同様の誇りを、消過す一時なりども、仇なる事を知れ……

左れば、此營業も、身を賣たとは云ひ、借金があるといひ、また、務めをするは、借た金を返還す契約に

して、金のために、身を賣つたと思ひ違へてはならぬ、則ち、金を借りると、勤めを爲るとは別なもので、勤めは何時でも、雇めることが出来る、だが、勤めた揚り銭で、追々に返却すと云ふ、約束が有るから、廢めるには、金を返却す道を付けねばならぬ、其の道とは、廢めてから、何なり商法でも、手仕事でもして、月々何程を返済すとかの見込をたてればよし……如何して、此様な好き自由が出来ると疑ふだるふが、是れには理由がある、それは、素と娼妓となるには、親元とか、または、懇意の人を頼んで、保証人をたて、借金を済さぬときは、本人に代つて辨償すると、堅い約束が済んでから、勤める様になり、だが勤を代つてするとは言ない、唯だ本人が、營業の出来ぬときは、逃げた

とか、病が起つたとか云ふときに、借りた金に利息を添へて、返すと云ふが、保証人の義務である、故に廢めたとして差支はない、少し保証人は迷惑をするが、元來慾張づくから、此様な証人になる者が多いから、身分も何もなく、唯禮金の慾目で判を押すものである、樓主も其れは承知づくなり、名譽や、人望のある人なれば、此様な事はせぬ、しても返金する道は知つていゝるから、何時廢めても迷惑はせぬ、此譯柄を思へば、自由の跡なることは判りしならん、自分の事に識別てみるも、乍ち覺るべき道理は、貴妓が無明樓に来るとき、百圓の金を借り、其証書には、保証人がある、此の保証人を頼むには、一割とか五分とかの手數料を取られ、(俗に判代と云ふ)然して月に何程の利息を拂ふ

と約束し、毎年何月迄には、吃度返済すると云ふ証書を出し、別に約定書として、此の金を返す方法は、娼妓の勤めを爲して、毎日の花代より、座敷料や税金から、食料其外の諸掛費を差引き、残つた金で借金に利子と元金に納れますと契約し、此約定を本人が違背しましたら、連署の者で返還します、損失は掛ませぬと云ふ、悉皆樓主に吸ひ取られる様な勝手よい、約定証書を取られ、前にも云ふ如く、勤めを爲るとして保証はせぬ、是れ身を賣たのではない、其故に廢める事は、本人の勝手次第なり、金ゆゑに勤めを爲しても、廢める事が出来ぬときは、保証人も何の役にも立たず、又法律規則で禁止された人身賣買になる事故、此の營業は必ず出来ぬ道理を知らねばならぬ、法律は公約と云





たら、貴女は直ぐ「廢業届」を認め、其人を代人とし  
て廊の取締事務所へ行き、届書に連印しろと迫らすべ  
し、左様すると取締は元々廊の最負をするが當然だか  
ら、其の届には樓主の承知が無いゆゑ連印が出来ぬと  
言ふ、その時は其譯を書て附箋にしると言ふべし、若  
しそれも聞ぬときは、一應警察署へ説諭願を出し、而  
して裁判所へ連印致す様にと訴へ出れば、明治の今日  
は規則が證據だから、裁判所では直ぐ連印しろと云ふ  
判決に成るは疑ひない、併しこれ等のとを謀る人は、  
山田とか言ふ人位なら好けれども、滅多な者に話せば  
ならん、若も樓主の方から金でも貰つて、裏返でもす  
る様な人物だと、速く事が成就せん……而して其の廢  
業届にも、相當の理由がなければ聞届にはならぬ、さ

て其の書面に記載す事情は、(近頃は身體も疲勞で、常  
に病氣勝ゆゑ、到底この職業は勤まらぬ、其れ故正業  
に復りたいと云ふ意味で書ば宜しい)、若し前借金は如  
何すると問れたら、正業で働らいて所得けた賃錢で、  
月賦なり何なりしても返済すると言へば好し、夫れか  
ら、廢業の届書には、營業鑑札を添て差出が、當然の  
手續なれど、若し樓主が預かつて置き、苦情の種に爲  
る積りだから、それは見當らぬとか、又紛失したとか  
言へば、その通り届出れば矢張警察で調べて呉れる、  
左右すれば否でも樓主から出す事になる、何せなれば、  
本人の營業する爲めに、其鑑札を受け、本人より營業  
の税金を納めてある事なれば當人が、所持して居るの  
が當然なるに、樓主が預り居るは不當だからである、

樓主は元來僅少な金に、困つて居る者へ、金を貸して、莫大の儲けを目的にする輩だから、慾の爲めに之れを押へて置き、正理も何も、辨別のない者だから、此方より、正當に順序を経て行けば、廢業る事は自由の權利で、決して妨げられる氣問はない、而して取締を對手取る、訴訟の目的は、廢業届に連印をせよと、要求する事で、訴狀には、取締規則を書き抜きて、其れに理屈を付ければよし、……すると裁判所は、獨立だから、公平の結果として、連印せよと宣告になる……左れば初めて素の自由の跡となり、廣ひ世間お障りなく、今迄の雲霧も晴れ、樂しみの世界に出る事か出来る、唯此の事の成功までは、大膽にして、飽く迄貫徹徹くと云ふ、氣性を持たねばならぬ、左様なれば、人情や、機

理と云ふとを知ぬ、樓主との談判なれば、自然樓に居悪く、なるは當然だから、知己の家に潜伏して居るもし、若し樓に居らねば成らぬ事になれば、病氣なりと云つて休業で居るもしよし、夫れを樓主や、仲居が、無理非道な事を致たら、夫れを種として、警察に訴へ出るもよし、廢業と云ふ觀念より、外の事には、必ず心を迷はさせ、借金などは如何にでも成るから、一刻も早く、此の方器に心意を堅め、理論の許す限りの道を盡し、權利の光に、此の魔界の闇路を照し、苦悶の衆妓に魁けして、文明の要素たる事を忘るゝなかれ……忠臣孝子も母なくば生れじ、又育英も能はず、故に女子の徳、女子の責任は、國と干係ある事知らねばならぬ……

◎第六節

説明したる一段の撲滅策は、法律の原理と實際とに於て、如何なる奸悪邪智なりとも物の數ならず、一旦結晶したる公義の決心は、在る他暴虐を排除するの驅毒劑なり、嗚呼世にも切なる義侠心、

初音……事細かなるお教訓で、金と勤めの分け隔ては了解ました、廢める事も心さへ動かさず、一心に道理に背かずば、進む先には自由と云ふ立派の都會に出られますは、些少も疑ふことは有りません、左れど、氣の毒なるは他妓……興や後に一層の、愛さや辛さを感ぜますれば、序に他妓を濟ふ手段はありませぬか……

女同志の愛さ晴しに、日頃の情義を顧みて、悲み合ひしその時は、世に在る中はお互に、頼りとなりつ頼られん

と、思ひ過ぎしも幾年か、今日となりて別れ去る、心の理を打敷く、之も義侠の幾分か、語る言句に、杉本の英氣も勵まされ、尙も端然として言葉を次ぎ……

杉本……去る情實もあらん……これにも謀略こそあれ、去れば、此大層高樓も、一睡の夢の間に打破り、怒み悲む柔妓を、廣ひ自由の聖世に、誘ふ嵐と覺悟して、慰めむこといと安し、今は悪魔を誅戮し、正理の道を明らかに、飽く迄仕遂る本懐は、幾千萬の娼妓等が、協同一致の心を養ひ、慕ふ親子や良人に、逢ひ見て盡す國恩を、報ひん機を近きにあらん、左れど謀計は洩せず、人情は傾ひき安し、中には媚びて秘密を機主に訴へなば、此の行先きの障害とならんも知れず、之れを戒嚴の第一なり、彼には恐るべく忌むべきの

計策あることを知らねばならぬ、思慮の淺薄き婦人輩を、詐り欺く企ては、事業成就の大敵を……去らば今より、樓主の舉動に眼を附けなば、彼輩は非義惡道が平常なれば、往々規則に背きたる行ひあるや疑ひなし、其事の概略を數ふれば、か客を無理に引揚げたとか、酔たもの散財をさせ、跡で苦情を付けては居るの事、不都合をさせ、衣類や所持品を奪ふたり、是等の事は有ることで、斯様な時には、仲居や妓夫が過ちと云ひなせど、樓主の言附が善くないからであれば、自然に遊客も減り、するど娼賣も閑散になる、終には前借金も返されぬ原因なれば、此様なときには、一同が心を協せ、所轄の警察署に該不始末を願ひ出れば、廢業する事も出来る、又樓主は責罰られる、其外の事

では、食事や、取扱方も融くして、殆ど犬猫の様にしたり、小買物を誤魔化して、不義な儲を樓主に奪られるとか云ふときには、前の手續を爲し、借金は正業に復して返すと、一天張に言募ればよし、それも開ぬときは、營業の停止とか、禁止となることは間違ひない、細かいことの手續は、「編者なる萬翠浪士」問へば懇切に教へて貰へる、それも遠方の人には手紙で問合せても判る、然して一同の相談が纏まらば、片時も速く決行し自由の世渡りに、嬉しき歲月を消過を見ん……

◎第七節

榮枯得失の定めなきは、人世の常態にして、老れば北邙一片の煙と化し去り、滿れば獻る明月の盤へに異ならせ、

新陳代謝は宇宙の原則にして末の頼どならず、去れば千古不改の一軌道として、世にも頼もしきは正義公道ぞかし、初音も何か思ひ出したるもの、如く、開く紅唇より忍びやかに説き出したるは……

初音………理否はれ論でよく判りませした………兎角障碍の多いのは世の常態で御座ひます、何をするにも、先に立つ者は金ですが、妾は今身に添ふ物も儘かにて、逆も今際になりては甲斐なき始末、思案に盡きて居ました、が、思ひ付きし一分別、拙なきは責りなく、足らぬはお意を添へて下され、先づ愚案を一通り、差でケ間敷の様ですが、調金の策畧は、御承知の衣類や、手廻り道具を取廻めますれば、目立ぬもので拾五六圓は、出来まますから、それを何かの用にすると言ひ繕ひ、

花鳥さんの老母さんに頼んで、質に入れてもらい、それも跡で自分に受出されるよふに、通帳に付けさせず、別にして私の宛名の札をもらい置けば、廢業した後で、何時でも請け出すことが出来ます、左様して費用を調べては如何です、それでも外に能い御分別がありますか………

流石は明治の女子なり、秀才敏達にして、一を聞て二を悟る、他日の賢婦人なる乎、賞歎も面に浮び………杉本………計策圖に當て妙なり、外に幸ひ思ひ付きし事あり、餘り混雜の様だが一舉兩全と思へば、話し聞するこそあり、そこで貴妓の思の儘に仕送るには、マア和密の洩れる人には氣を付けねばならぬ、而して書生氣質の信用の出来る人には氣を付けねばならぬ、其譯柄は、その

人に借金の有る様に證書を作り、金高は百圓以下とし、何故百圓以下とすると思ふだろふが、裁判所構成法と云ふ裁判所の管轄を定めた法律があり、百圓下は區裁判所の管轄であるから、何かも手軽く出来き、また代人の辨護士でなくても、貴妓の信する人を頼むことができる、百圓以上だと、地方裁判所の管轄になれば、是非辨護士でなければならぬ、それは前から心得て居らねばならぬ、然して返済の期限は過ぎた事にして、其人より區裁判所に支拂の命令を願はせる、すると裁判所からは、十四日の間に支拂をなすか、又は故障があるなら申出でよと、書附を執達吏が持て来る、其時はそれを請取て十四日の間打捨て置けば、今度は假執行の命令書を以て、執達吏が来てそこで金があるなら

金を出せと云ふから、素と金か無い故に斯様な事もするものなれば有る筈もない、そのときにありませんと云へば、座敷若の物でも何でも差押へて封印を付け、何日に競賣て仕舞と云て歸る……其後で當人は樓主に泣きつき、辨償す金を貸して呉れ、左なくば今晚から勤が出来ぬと歎けば、樓主も現在そのとふりだから自分にも困り、貸して呉る事は疑ひない、それは其様として、今一つの手段は、近道でお前が質に入れて借りた金を其人に渡し、其人より支拂命令を願ひに同時に、假差押も願つて貰ひ、其れには借托金と云ふて、何程かの金を裁判所に納め、左様すると直に差押をしてもらへる……併し此様な事は、法律で禁じてある事で、唯これ迄真正にあつた咄しをした、け、樓主も之

人には困るだらふよ……若し眞實に借金があつて、其  
 人が訴へても跡で助けて呉れると云ふ様な事が出来る  
 なら、僅かな資本で百圓足らぬの金が儲かることだ。  
 それゆゑ金さへ有れば何様な事でもすると出来る、  
 又た法律の制裁を受ける氣遣はない……そこで親方が  
 金を貸して呉れるにも、親元の判が入用とか、保人  
 を頼めどか、面倒な事を云ふたら、其時には當人の考  
 へもあろうが、まづ悲しい顔附をして、斯様に永々御  
 厄介にもなり、その上借金が出来て災難に逢ひました  
 と、人様にも聞かせたくもなく、親兄弟の前にも知ら  
 れぬ様、なるうことなら何卒ぞ一判で貸して呉れと云  
 へば、乾度貸すことば疑ひない、そこで其金を執達吏  
 の方へ渡して置けば、衣類も自分の者となり、勤めも

出来て先づ安心と云ふときに、前の手段で運動すれば、  
 金も手元にあり、思ひの儘に働くことも出来る、而し  
 た後で買物も廢業してから請戻せば、自然に事が成就  
 する譯けになる、左右すれば歳頃の憂さや辛さも、一  
 時の間に眉を開きて諸共に喜悅に送る月日もあらん、  
 ……偶々逢ふ夜の短かさに、長物語に牡鶏も曉を報じ  
 ぬ、去らば随分共に身軀の健康を厭わねばならぬ……  
 指折を待つて成就の日を……  
 別涙數行蛾眉の山月を隠して潜然たり、銀燭も爲に光り  
 なく、四方寂然として宵聞く掛時計の音、今しも拂曉の  
 五時を點呼とさなり、  
 杉木……もはや五時を打つモ一歸らねばならぬ……話し  
 たとも大低あれにて十分の筈、唯貴妓の心に油断なく

注意するのだ、シテ代人に頼む山田どか言人に能くたの  
 びが一番、若も代人が心變をする事は破だから……  
 初音……何からなにも委細な訓はたしかに承知いたし  
 ました……  
 下さうませ、今日直に山田さんの所へ手紙は出します、  
 シテ貴方も充分御身の養生を專一にお消光下され、す  
 るとモ一お歸りなさいますか……  
 隠す涙の袖のうち、心の憂を知せしと降る梯子の此方よ  
 り……

初音……腕車の支度は宜しいか……  
 仲居……お早ヨ一御座ります、モ一お還りですか御機嫌  
 よろしゆう……

◎ 第八節

旅行は道達の淨世なる、況して親同胞にも離別して、  
 斯る苦海に憂き勤め、假令如何なる繁華の廊にても、心  
 置きなく打ち解て語るふ朋伴の無らんには、野中に素立  
 つ一本の杉にも優る意ひきや、借人界の常なきは朝生暮  
 死の蚊蚋よりまたも脆きは露の命、何時までも情愛貪戀  
 の街に呻吟で、悟りもなきで迷ひつゝ妖魔の群に加へら  
 れ、晴る日もなき五月雨の空打ち眺め今朝もまた……  
 花鳥初音さんモ一お目覺今朝のお早いこと何かれ娛  
 みでもありましたか……  
 初音イ一エなんにも有ませんが、何時れ囁申した妾の  
 本夫が参りまして……今歸りました……  
 花鳥オヤ杉本さんが尋來でしたか……シテ何にもれ變  
 のとはありませむでしたか……



初音有りがたふ、唯妾の身を案じ何か苦海を救ひ出た  
いといつて、種々の都合の好い直に出れる咄しをして  
行きました、ソテ妾は貴妓とも日びから入魂の話をして  
ましたら、兎も角相談するが好いと申しましたから何  
れ後から孫々ど……  
東雲の空明渡る晨にも、此廓のみは真夜中の囁の音ぞ喧  
びすし、去せ壁に耳ある習もあれば、人の口には戸は立  
てられ、暫し大事の成就するまで、他聞を憚かる茲  
雨妓、初音の注意を會得して、差詰密談の場所は、二階  
座敷の奥端れ、茲幸に花鳥の部屋、初音は杉本の説明の  
首尾完結落もなく物語れば、同じ思ひの友千鳥、浮む瀬  
に暗く苦みも忘れん斗り喜びて……  
花鳥の話を筋は篤と子細に了解また……真個に貸座

敷などを營業にする人は、みな斯の樓と全じよふに因  
業なとをすするそふですから、何時ぞやも妾のれ客で西  
村と云ふ方が話したとがありましたが……  
初音オヤ西村さんが……彼方は真個に貴妓の……  
そふですか、先づね話を伺ひましょふ、  
花鳥何も彼方と深い關係はありませんが、唯妾の不幸  
を憐み何時も好く愛撫つて呉れますから、真に嬉しく  
思ひます、シテ話と云は杉本さんと全よふにて、矢張  
裁判所の威光を借るので、マ一其譯は、妾は元岐阜  
縣生れの者であつて、まだ斯の樓へ來ない前に、一旦  
夫婦に成た人があるど爲まよふ、其人から今度夫婦  
離別の訴訟を、その土地の裁判所へ訴へ出れば、妾は  
何卒しても其の管轄の裁判所だから一度は出頭せなけ

ればなりません、左様するには一時休業とか廢業とかの許可を請うるのですが、之には取締りも樓主も誰も苦障を言ふとは出来ずまい、而して許可を請て出立し落着いた先からは、第一に廢業届を書留郵便にて警察署へ届置き、次に樓主の方へ書状にて、此裁判は未だ中々日敷が懸りますから一先廢業します、併し借金は後から月賦にして屹度返済します、判然言てやれば樓主は何ふするとも出来ずまい、最早警察署の關係は無なつて居りますから、罰金を科取る氣遣いありませぬ、……夫からが樓主との掛合談判と成り、先から來るには金を入れた、此方は坐つて居つて一文無で談が出來ますから一向構ませぬ、其内に入費に追はれるから度々來る脚にもゆかず、それでも押強く來れば、辛抱

競べをして取合ののです、そうすれば終には樓主の損耗と成つて始めて迷の目が醒ますだろふ……第一に世の中、斯な遊廊なぞと云ふ場所がありませぬ、妾の様な藝の無い馬鹿者は娼妓にでも成るより仕方ないのです、これでも斯様な場所が無ければ又た外に勤める正業もありませぬ、それで斯様な場所の内輪から破壊ねばとても潰れません、譬にも獅子と云ふ獸は自分の身から蛆蟲が發生して遂に獅子を喰ひ殺すと言ひますから、妾共が蛆蟲と成つて樓主を喰殺し、追々に斯様な業の出来ぬ様に踊を作れば、どんなに御國の爲にならふも知れず、之が大の蟲を殺して小の虫を助ける、と云ふのかも知れませぬ……妾も遠から斯のと思ふて居りましたが、實は打明て相談する方も無いのみ

思つて今日まで過しました、夫を貴妓から話下され  
 誠に嫌しく思ひます、是からは尙更互に志操と一致  
 にして、此事を謀ふでは有ませんか、夫に附てもアノ  
 松ヶ枝さんは、心も正直で斯様ことには中々抜目の無  
 い方ですから、逆もものと彼方も相談中間に入よふじや  
 あらまませんか、  
 初音 夫もさふですが餘り人を増すと他へ漏泄る心配は  
 有ませんか、  
 花鳥 夫は大丈夫、妾が引受ます、彼方は決して物事を  
 輕く口走る人で有ませんから、洩る氣配はありませ  
 ん……  
 初音 そんなら是から直ぐに……善は急げとやら……

◎第九節

寢床を出し、明鴉、阿房やくと鳴止んで、又も古風  
 り、晝臥の夢に就もあり、有耶無耶語合て昨宵の遊子を罵  
 るもある中に、獨り花鳥の座敷のみ寂寥として時々開  
 る聲の音、起聞せぬやど氣遣ふての爲ならむ、日頃の  
 睦じき間とて遠慮もなく、長火鉢を楯に三人鼎の如く居  
 座りたり、  
 松ヶ枝 皆さん大層ね早いと……  
 の御用でずか……  
 花鳥 その用事と云ふは初音さんから委しくお咄をし  
 すが、實は昨夕初音さんの旦那……ソレ杉本さんが  
 出になつて妾共が身揚りの出來る相談さ……それゆへ  
 貴妓にも咄てね見込を伺ひますが……此事は成就する  
 まて吃度内證ですよ、  
 初音 初音さんね話を……

前置から秘密、内証との注意を以て促されたる初音は、  
 一服の煙草グツと呑み、吐き出す語徐ろに、**廓破滅**  
 の長物語を落も無く説き終り、サ一松ヶ枝さん妓が御奮  
 の爲所で、意氣張舉て問ひ詰めたり……  
 松ヶ枝 白痴な妾をもね見捨なく、大事を明して下された  
 御禮は何時ぞ致します、屹度外へは漏しませぬ御安神  
 下さい……サ一花鳥さん斯様小氣味の好い話があるも  
 のですか、アノ一二月程前の新聞に出て居りましたが、  
 所は確か大坂邊で某樓とか云ふの娼妓が、或る馴染の  
 御客と連立ち、樓の手前は演劇に行くと言ひ繕ひて、  
 二人直に公證人役場へ行き夫婦の契約を爲し、樓へ歸  
 てから樓主に向ひ、突然に妾は夫が出来ましたから、  
 今日から鑑札を納めて娼妓は廢業しますと言ひ出した

とき、樓主は駭ひて否借金を返済さぬ内は廢業はさせ  
 ぬと言張り、遂に警察の御厄介と成たれど、警察でも  
 既に夫がある者は娼妓には出来ぬ道理を以て、懇々樓  
 主を御説諭に成たれば、是非なく樓主の敗訴となり、  
 その娼妓は首尾能く廢業したと云ふとがありましたが  
 ……之も段々その譯を聞きますと、今政府の御規則に姦  
 姦罪とか申すのが有て、國中の風俗の紊れぬよふ、又  
 た道徳の壞れぬよふと云ふとを基礎として定められた  
 親告罪とか謂て特別に置いてあるそうですから、どて  
 も夫が承知をせぬときは何様しても藝妓が勤められ  
 ぬそうです、夫も其管でせよう、第一夫があれば困難  
 ことも無い譯ですから  
 ……左様ですか、その胸しも、法律に明い人に、相

敵を致すれば出来る事です……  
 零ば相談も一決し、一息きつくと、隣の座に聲あり……  
 今助……… 好い御相談です、妾しは藝妓ですから、何も六  
 ケ敷ここにはありませんが、首尾能くいつたら、世の中  
 でこれまでのよふに懇意にして下さい、妾しもお咄し申し  
 事はどふにから考へて居ます、まづ一通りお咄し申し  
 二心ろのないのを安心して下さい、妾しは明日市役所  
 に行き、今月分の税金を納め、直に廢業届けを出しま  
 す、矢張り鑑札は樓主が持つていますから、見當らぬ  
 と云ふて置きます、後では友故同然、妾しのは、税金  
 さへ納むれば氣儘勝手、そして、座敷若や三味線まで、  
 慾張屋から、一ヶ月登圓づ、の貸借の公正證書に出  
 来てあり、訴へられても取られる物は何にもありません

ん、どこの詰りが家資分散の御處分を請けるばかり、  
 女ですから權利も公けには要らぬ、皆んな樓主の損耗  
 …… 思ひ知らせて遣ります……

◎ 第十節

嗚呼……… 悪銭は身に着かず……… 富と思ひしものぞ一片南  
 柯の夢なり……… さても人智の發達は彼等の大禁物、徳義  
 を辱ぶ世の中にも關はらさ、斯のとき白痴漢に非ざれ  
 ば、此の營業もせぬ、今を思ひ知れ……… 驕奢極まりな  
 く、且那と辱崇られしも已れが一生涯すら保たず、訴訟  
 …… 執達……… 壯士談判、色も飽もなし……… 家内には、  
 風なくも道理の波動き、いざ此の家の瓦解となるときも  
 柱石と頼む人もなし……… 利さへ數千金を投じて抱へたる  
 藝妓は、自然の解放を得て劇かに出でし籠の鳥………

嗟乎積惡の報ひ斯くあるも天道……人理たることを辨  
別するこそ、人間の本性たることを知れ、因果、又應報  
果然なり……

嗟乎……廣いは世間……

初音……漸く種々な苦心で、終々出ました、それから

何を致しませう……

今助……それでは妾しが、お咄し申します……先づ一日

に七八錢より一圓位の儲けがあつて、誰れにても出来

手奇麗な仕事と云ふは、資本なしの妾らにも取付きの

成るは書附けをお目に掛けますと左の數種の藝術を御

覽なさい……

●編物的手藝の指南を左に録して讀者を易せんその次第

は、繪畫の彩色法押繪術、鳥獸羽毛の手藝法貝細工に竹  
細工、針線細工、紙細工、粘土細工、竹の皮細工、古綿  
細工、銅器七寶燒及模形組付法等其他種々あるも他日讀  
者の好みに依りて傳授すること、し先づ手輕の早業なる  
表題の一類を掲げて

◎編物の材料用具及心得

編物は逸近泰西より輸入せし女子手藝中最も有益なる技  
藝にして裁縫に亞で習熟せずんばある可らざる必須緊要  
の職業なり耐して其方法に二種あり一に曰く錘針編二に  
曰く鉤針編之れなり又其材料には毛糸スコッチ糸絹糸木  
綿糸の種類ありて各々其用法を異にせり試みに其一例を  
擧ぐれば先づ丈夫なる編み物には毛糸スコッチ糸を用ひ  
細き美麗なる者には絹糸カマン糸を用ゆるの類の如し用

最初七ツの糸目を以て分け其分けたる物を五つと二つと  
 ◎ 藤編の法  
 ◎ 東髪網の編法  
 鍾針二本を以て絹糸にて編むものなり其順序は莫大小編  
 みの方法と少しも異なることなし  
 なる  
 指を扱き一方の糸を引けば夫れにて先づ一の目は出来る  
 し再び指の方に針先きを向け上より其穴を潜らして挿  
 擦りて穴より上に出し其れより食指の方の穴へ上より通  
 糸の上へにかけ下たより又其糸を挿し挿め挿指の腹を  
 にかゝりたる糸の外の方の下より針を通し内部にある  
 指と無名指との間に挟み右の手の針を以て挿指と食指と  
 の手の挿指より食指にかけ糸の端は二本ながら一緒に中  
 指と無名指との間に挟み右の手の針を以て挿指と食指と

具は鍾針(又串針とも云ふ)鉤針の二種とす各々其編む  
 可き糸の太細によりて大小長短は一様ならず其針は象牙  
 角製又は鋼製の種類あり何れの針を何れの編み物に用  
 ゆるかには豫め一定すべからず各種編物糸の太細によりて  
 適宜使用すべし  
 備又編物出来上りの美麗なると醜悪なるとは手練の如何  
 によるものなれば最も熟練なるを肝要とす蓋し未熟練の  
 ものは運針の度一定ならず手加減の程を定むる能はざる  
 が爲め稍もすれば編目縮まり又は伸び弛みの處を生すよ  
 く注意すべき事なり左に編方の一例を示す  
 鍾針は種々變式あれども普通莫大小編を以て手始めとな  
 すなり  
 莫大小編は鍾針四本を用ゆ先づ針を右の手に持ち糸は左

針の始めと終りどに於て二つの目を減じ又一寸五分にて凡そ一寸五分後ち平編となすかくて平編凡一寸五分にては口編なるが故に表と裏と二度宛編み護謄抄をなすこと其數七十二にて止め奥の方よりして編み始むかくて初め前に詳記したる莫大小編の手順を以て先づ針に糸をかけ

◎腕箱の編法

る、なり  
 は二た廻り目のときは如くすれば藤花の全体を作り得ら  
 五廻り目にては最初の一回りのときは五つの糸目變る、かくて  
 目の糸を一緒に抄く然るときは五つの糸目變る、かくて  
 し一つの糸を編みて糸を潜らせ餘は通常編にて六つ及びくつ  
 を裏にて抄く又四廻り目は三廻り目の如く一つの針に移  
 二本一緒に抄き以て七つとし二つの糸目は同様表編にせ

はなし五本の糸目を四つ増して九つの目數とし二本  
 の糸は裏編を以て編む、かくて次の廻りは平編次は九つ  
 の糸を二つ減して七つとして抄き又其次の廻りには同じ  
 く二つを減して五つとなし上の如く作れば梢や藤の花の  
 一片を形作り作るなり  
 素より此の編み方はいかにしても五廻り程編まざれば一  
 個の藤の形を顯はすこと出来ざれば一と廻りは一本の  
 針を四つに分ち一つに付き各々七つ宛とし此の七つの糸  
 の内五つの糸を四つ増し餘の二本は左編として裏となす  
 此の裏をば一と廻り作る次に二た廻り目は早く云へば平  
 編にて一と廻り作る次に三廻り目は一と廻りに於て九つ  
 の始めの糸を針に移し次に三廻り目は一と廻りに於て九つ  
 たる糸を潜せ其他は通常の編み方にて八つ目と九つ目を



きそれより裏目を一と側抄き又持ち返り針の始に於いて  
 一つ外し置く如く此して次第と編み進み行けば移し置く  
 の都合十七となる茲にて編みなるべき方の目数三十三を  
 二本の針に分ち一方は十七一方は十六とし十七の方は四  
 の程表目を抄き五つ目をば一緒に二つ抄き又一つ表目を  
 抄き持ち返して裏を一つ移し表目を前になしたる四つ目  
 まで抄くべしかくて一方ねわれれば一方の十六の裏目を三  
 つ編み又同時に裏目を一つ編み又一つ表を編む茲にて二  
 つ減じ針を持ち返して端にて一つ外し順次に最初に減じた  
 る次まで編む而して其移したる目と移さる目と一時に  
 あみ後又一つ持ち返して其表を編む以下皆な前に同じに  
 し終りには何れも移したる目と移さる目とを一緒に編  
 み次に一つを別に抄かざる可からず如此なし來るときは

つを減じ又一寸計り行きて二つを減じかくて後又凡一寸  
 五分程にて表裏とも一つ宛あむかくして一寸五分計り進  
 み行けば其長さ凡八寸五分計りの手箱出來上るなり  
 ◎靴下の編法  
 靴下に男子用と女子用の二種あり先つ男子用の物は七  
 十二の糸を三本の針にかけ左編右編各々二寸五分宛編其  
 後ち平編み針の始めと終りに於て二つを減じ又平に一寸  
 あみ前の如く針の始めと終りに於て二つを減じ都合六つ  
 を減すかくて後ち凡一寸編み其後中央より二つに分け而  
 て糸數双方各々三十三宛となれば先づ其一方にて編む  
 とを編む之より目毎々々に編むなる方をば針毎に一つを  
 抄かずして唯他の針へ移し同じく莫大小編みにて抄き夫  
 より持ち返して始めの裏目を一つあませして針に移し置

目数は二十一まで詰りて一本の針にかけたるなり是れにて先づ踵は出来上るなり次に前に十七網み置たる傍はら三十三の兩脇に一と目く目に拾ひ足の甲となる所をみな拾ひ一と側網むべしかくて二側目は甲の部の脇の針を表目三つ残し置き其内表二つを一つに網み又一つあむかくて甲の部を一つ側網み又次に表目一つ目を取り一つ編まずして針に移し置き又表目一つあみ今移し置たる其目の中に潜らし（但し返りて）之れを一つ測隔に進むこと六度かくて漸々減じて（但し甲の部にて）前の六十六となりたらば足の平の部を四寸三分割りあみ次ぎに三本の針の目数を二十宛に分け初め同時に減じたる目と共に十の目数を編み又一緒に潰し二本目の針に至りては前の如く初め同時に減じたる目と共に十の目を編み又々同時に減じ

三本の針皆同じくすべし右の如くなしたる後は（此時は最早二と詰りたる目と共に九つ編みて又同時に減じ三本共同なる）針の始めと中央として減すかくて一と側並に抄き行く右の如くして目数は又二つ詰り残り十八となる即ち最初は前の如く同時に減じ同じく右に示したる如くなして又二つ減じ十六となし十四十二となし遂に一本に四つ宛残すに至る茲に至れば糸は最早先を六七寸計りに切りて下より上へ編み終りの針へ掛け置き針の四つの目へは表を編み出す如く其糸を上へに抜き出し終りに掛け置き糸は編まき如此して最後には掛かりたる糸と引抜きたる糸とを裏にて結び止むるなり

但し男子用の靴下編法は之れにて一通り盡したり又女子用の物として之れと別に異なりたる事なし唯其大さ



等なり  
 先づ最初は金巾又は寒冷紗を凡二尺角位に截り臺に桂縫  
 し鉛筆にて周圍に山形を連鎖に描き金巾糸にて其墨線の  
 通りを返し針にて小口より縫ふべし之れを(スカラ)縫ひと  
 云ふかくて(スカラ)縫ひ習熟するときは其(スカラ)縫ひの内  
 部四隅に鉛筆にて艸花鳥獸其他好みの物体を畫き同じく  
 返し針にて墨線の通り縫ひ取るべしかくすれば裏表とも  
 其模様判然と出来上るなり而して出来上りたるときは盛  
 より卸し(スカラ)縫ひの糸を擦るよふ鉄にて周圍を截切すべ  
 し  
 此手藝熟練するときはは羽二重又は襦子地に絹糸を以て縫  
 ひ取るべしこの時も模様は總て型を宛て胡粉を刷にて摺  
 付けるなり又此法にて机掛け窓掛け等を製造し近年外國

輸出品となるもの實に生絲茶に亞で多額なり故に職工賃  
 も又随分多額に得らる、也  
 ◎佐加良の縫法  
 先づ縫箔針に絹糸を以て縮緬又は絹地に縫ひ取るを普通  
 とす其縫法は生地を臺に桂縫し種々の型を捺し表にて糸  
 を二の細き輪になし上より其輪の中へ針を通し下にて糸  
 るなりかくて漸々型線の上へを縫ひ取るべし尤も此の縫  
 方は片面縫にして裏は恰も蜘蛛の巣の如くなるものにして  
 専ら婦人襦袢の襟に用ゆるものなり  
 手仕事の概略は覺り得て、一同歡喜の聲に迎へられ、愛  
 義共に全さを得て、世の公道に眞實を収め、榮ゆる御代  
 に悪魔をも、討ち平らげて祝ひけん、過ちを改めてこそ  
 人の道なり……眞に文明の域運に達したる者なる歟

編者曰く廢娼の説話も不日誌説して愛顧の君士に報ゆる事とし尙愛知縣の席貸取締規則も掲載すべきなれども廣告内に本編發賣あることや零すことにせん

廓の嵐 大尾

明治廿七年十二月九日印刷  
同年同月十七日發行

正價 金拾五錢

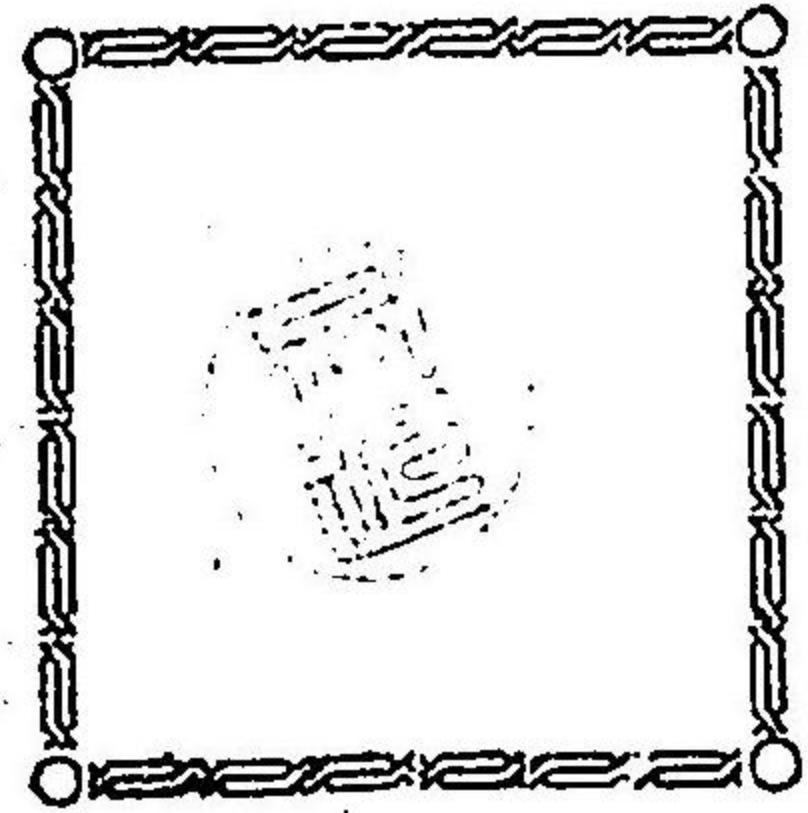
版權  
所有

愛知縣名古屋市根津町廿一番戶  
發行兼著述者 岡本美之助

全縣全市伏見町三十三番戶愛都社  
印刷者 吉田源次郎

發賣所 振義館

全縣全市南伏見町百四十六番戶



廣 告

○愛知縣席貸茶屋及娼妓取締規則

附娼妓身体検査規則

實價金貳錢五厘

本書は縣令第四十八號を以て公布せられ去る八月一日より實施になりある  
席主は狼狽して置屋と揚屋の紛議を生し出入口には見張番を設け○○を雇  
ひ入れて正常談判を暴破せんとしたる娼妓には之れを見せぬと申合せた  
りと世評轟々たりしものなり可憐なる同胞姉妹が權利と自由のある處を  
誦らしめられれば幸ひなり

○四民要覽

定價金五厘

本書は辨護士醫師藥劑師實業團體の所在を明かにしたる輕便の珍書なり

名古屋市南伏見町百四十六番戸

發 賣 所 振 義 館

